

議案第61号

静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第15項の前の見出し及び同項を削る。

附則第16項の前に見出しとして「(退職手当の額の特例)」を付し、同項を附則第15項とし、附則第17項を附則第16項とする。

附則第18項中「附則第16項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第19項から第24項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第25項中「附則第15項、第17項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第26項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を附則第25項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に退職した職員に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。